

船橋市自衛消防協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に基づく船橋市自衛消防協会（以下「協会」という。）に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、協会とする。

(補助金対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会の会員事業所及び市民を対象とする事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員事業所における自衛消防の育成に関する事業
- (2) 市民への防火思想普及及び啓発に関する事業
- (3) 防火ポスターの表彰協力に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする事業については、補助金を交付しない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は予算の範囲内とし、前条に規定する補助事業における補助対象経費、補助率及び限度額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業に係る計画書
- (2) 補助事業に係る予算が確認できる書類

(実績報告)

第6条 協会は、補助事業が完了したときはその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に係る実施結果
- (2) 補助事業に係る支出が確認できる書類

(交付手続き等)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続き等に必要な事項については、規則に定めるところによる。

（関係書類の整備）

第8条 協会は、補助事業に係る会計帳簿及び根拠となる領収書等を整備し、補助事業が完了した日から10年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助率	限度額
第3条第1項第1号に掲げる事業	備品購入費 （教材用防火DVD）	2分の1 以内	20万円
第3条第1項第2号に掲げる事業	消耗品費 （火災予防運動啓発物品）		
第3条第1項第3号に掲げる事業	賞賜金 （防火ポスター表彰記念品・粗品）		

第 1 号様式

補助金交付申請書

年 月 日

船 橋 市 長 様

申請者 住所
氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市自衛消防協会補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市自衛消防協会補助金
補助事業等	名称		
	目的及び内容		
	効果		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了予定年月日		着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日	
添付書類			

第2号様式

補助事業実績報告書

年 月 日

船 橋 市 長 様

申請者 住所
氏名

船橋市自衛消防協会補助金交付要綱の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

決定年月日	年 月 日	番号	第 号
補助年度	年度	補助金の名称	船橋市自衛消防協会補助金
補助事業	名称		
	施行場所		
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
交付決定額	円		
既交付額	円		
補助対象経費 精算額	円		
補助事業の 経過及び内容			
添付書類			